

添付法令資料 4 :

ナショナル・ペイメント・ゲートウェイに関する 2017 年 6 月 21 日付  
インドネシア中央銀行規則 No.19/8/PBI/2017 (目次)  
同月 22 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 目的及び範囲 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) における当事者 (第 4 条及び第 5 条)
- 第 4 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営者
  - 第 1 節 標準機構 (第 6 条ないし第 11 条)
  - 第 2 節 スイッチング機構 (第 12 条ないし第 18 条)
  - 第 3 節 サービス機構 (第 19 条ないし第 23 条)
- 第 5 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) と関係する当事者 (第 24 条ないし第 26 条)
- 第 6 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営
  - 第 1 節 インドネシアの銀行における決済義務 (第 27 条)
  - 第 2 節 国内支払取引の処理 (第 28 条)
  - 第 3 節 ナショナル・ブランディング (第 29 条及び第 30 条)
  - 第 4 節 価格スキーム (第 31 条)
  - 第 5 節 サービスの機能 (第 32 条)
- 第 7 章 報告 (第 33 条ないし第 38 条)
- 第 8 章 監督 (第 39 条及び第 40 条)
- 第 9 章 制裁 (第 41 条ないし第 43 条)
- 第 10 章 雑則 (第 44 条及び第 45 条)
- 第 11 章 経過規定 (第 46 条ないし第 48 条)
- 第 12 章 終則 (第 49 条及び第 50 条)